

届出書記入要領等

熊本県 環境保全課

熊本市 環境政策課

届出方法

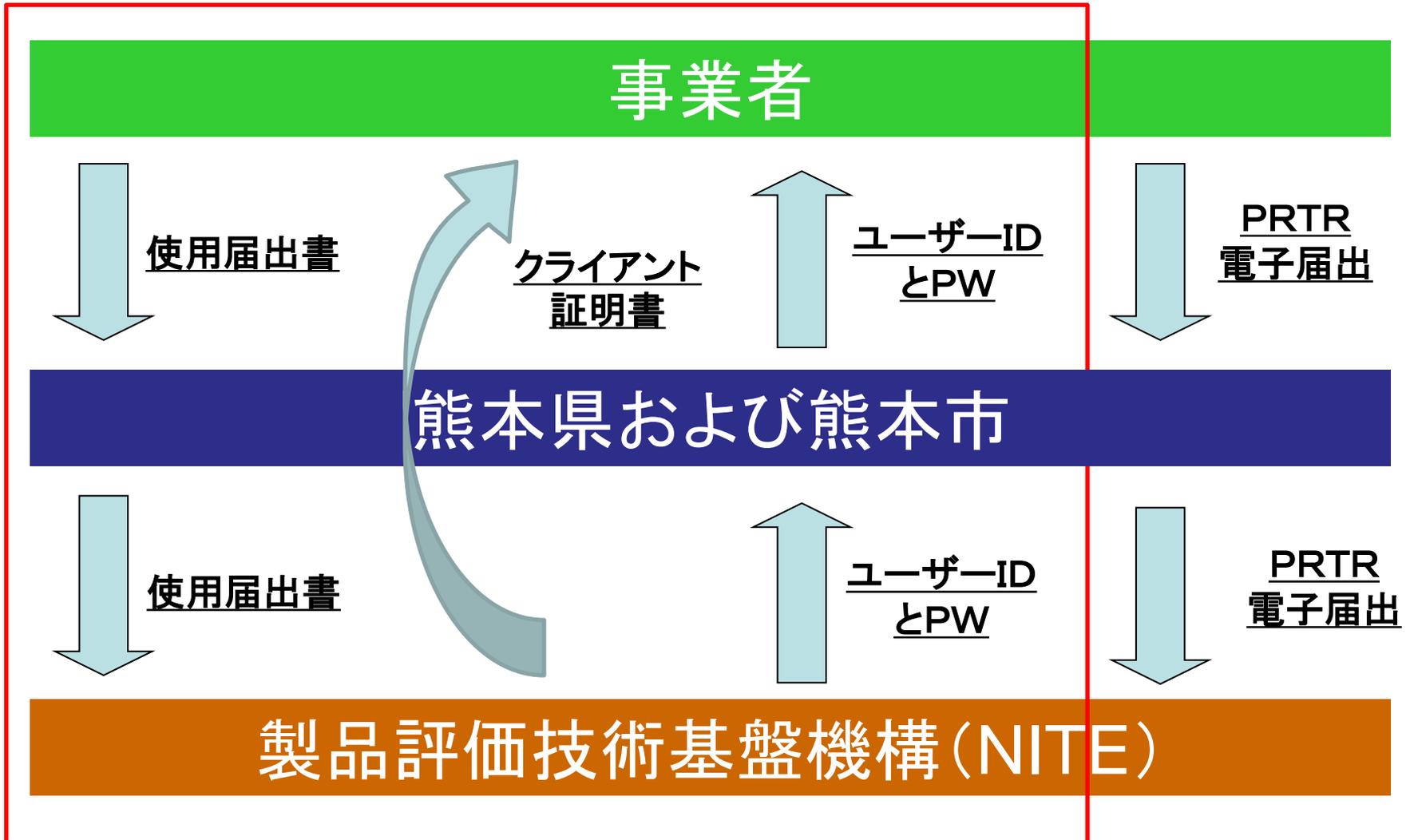
①電子での届出

②磁気媒体(FD等)での届出

→過去2年間届出なし

③書面での届出

電子届出の方法(流れ)



一度申請すれば、翌年以降は申請の必要なし

電子届出のメリット

- いつでもボタン一つで届出
 - 封筒・紙・切手不要
- 事業場データが入力不要
- 昨年の届出と比較が可能
 - 間違いの減少(照会が減る)
- 照会の際も、書類を探す必要なし
 - 控えが不必要

使用開始届

HPアドレス <http://www.nite.go.jp/chem/prtr/itdtp.html>

nite National Institute of Technology and Evaluation
独立行政法人 製品評価技術基盤機構

▶ 本文へ ▶ サイトマップ ▶ 事業所案内 ▶ お問い合わせ ▶ English

Google™ カスタム検索 ▶ 詳細検索 文字サイズ変更 **標準** **大** **最大**

HOME ナイトについて バイオテクノロジー **化学物質管理** 適合性認定 製品安全

化学物質管理

HOME > 化学物質管理 > 化管法関連情報 > PRTR制度(届出関連) > PRTR制度 化管法に基づく届出に関する情報 > 電子届出 > PRTR制度 インターネット方式による電子届出

PRTR制度 インターネット方式による電子届出

1. インターネットに接続可能なパソコンを用意 [詳細](#)
2. 事前届出書の提出 [詳細](#)
3. ユーザID・初期パスワード等及びクライアント証明書を受領と登録 [詳細](#)
4. PRTR届出システムにログインして届出書を作成 [詳細](#)
5. 届出 [詳細](#)

PRTR届出システムへのログインページは[こちら](#)

1. インターネットに接続可能なパソコンを用意

PRTR制度(届出関連)

- ▶ PRTR制度 (届出関連) (改正前)
- ▶ PRTR制度 届出対象事業者の判定
- ▶ PRTR制度 PRTR対象物質
- ▶ PRTR制度 排出量算出方法
- ▼ PRTR制度 化管法に基づく届出に関する情報
 - ▶ **電子届出**
 - ▶ 書面による届出
 - ▶ 磁気ディスクによる届出
 - ▶ PRTR届出作成支援プログラム

使用開始届

HPアドレス

<http://www.nite.go.jp/chem/prtr/itdtp.html>

2. 事前届出書の提出

事業所が所在する都道府県等へ「電子情報処理組織使用届出書」（以下、使用届出書という）を提出してください（届出期間：通年）。

この使用届出書は、一度提出すれば、再度提出する必要はありません。（次年度以降も有効です）

• 使用届出書

 [ファイル【PDF:22KB】](#)  [ファイル【一太郎:51KB】](#)  [ファイル【Word:85KB】](#) 

[記入要領【PDF:1.5MB】](#)

※使用届出書提出時に82円切手を貼ったユーザID・初期パスワード等返信用の定形封筒を添付してください。

使用届出書の内容を変更したい場合又は使用届出書を廃止したい場合は「電子情報処理組織変更（廃止）届出書」を提出してください。

※登録情報の変更（例：担当者変更、事業所追加・削除）は、変更届出処理が必要です。

その場合、PRTR届出システムにログインし、変更届出処理ができます。

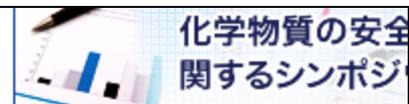
詳しい手順は下記マニュアルを参照して下さい。

 [簡易操作マニュアル【PDF:1.78MB】](#) 

• 電子情報処理組織変更（廃止）届出書

 [ファイル【PDF:14KB】](#)  [ファイル【一太郎:33KB】](#)  [ファイル【Word:28KB】](#) 

※使用届出書を一度も提出していない都道府県等に事業所を追加登録する場合は、所在する都道府県等に使用届出書（書面）を新たに提出する必要があります。



ダイレクトリンク

- ▶ 申請・手続き
- ▶ 技術・成果情報
- ▶ イベント・広報
- ▶ 情報公開
- ▶ 調達情報
- ▶ 採用情報
- ▶ 公募
- ▶ よくあるご質問



「熊本県知事」
 (熊本市内の
 事業者は
 「熊本市長」)
 と記入

様式第4 (第12条関係)

電子情報処理組織使用届出書

 (←捺印)
 *① 平成××年××月××日

窓口へ提出する日

*② 神奈川県知事 殿

〒 100-0013
 *③ (ふりがな) とうきょうとちよだかくずみがせき
 届出者 住所 東京都千代田区霞が関1-2-2
 (ふりがな) かずみがせきかぶしがいしや
 氏 名 霞ヶ関株式会社
 だいひょうとりしまりやくしやちよう かんきやう たろう
 代表取締役社長 環境 太郎
 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)

届出を行う時点の
 住所・名称・代表者名

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則第12条第1項の規定に基づき、法第5条第2項に基づく届出について、下記のとおり、電子情報処理組織の使用を開始することといたしましたので、届け出ます。

記

通信方式 (いずれかに○ をすること) *④	1. ダイヤルアップ方式 <input type="checkbox"/> 2. インターネット方式 <input checked="" type="checkbox"/>
届出に使用する通信用電話 番号 (インターネット方式の場合は 空欄とすること) *⑤	
担 当 者 *⑥ (連絡及び 問い合わせ 先)	(ふりがな) かがく はなこ 氏 名 化学 花子
	部 署 藤沢第一工場 環境安全部管理第一係
	電話番号 0466-××-××××
	電子メールアドレス abc@xyz-mail.co.jp
※識別番号 *⑦	

いずれかを選択

担当者名等を記入

(電子情報処理組織を使用して届出を行う事業所)

(ふりがな) 事業所の名称 *⑧	ふじさわだいいちこうじよう 藤沢第一工場
所在地 *⑧	〒251-×××× 神奈川県 都道 藤沢 市区 府県 町村
(ふりがな)	あさひちよう 朝日町 ×-×

事業所について記入。
 ※「〇〇株式会社
 △△工場」ではなく、
 「△△工場」と明記

- 備考
- 1 本届出書は、ダイヤルアップ方式による届出をしようとする場合においては届出に使用する通信用電話番号ごとに、インターネット方式による届出をしようとする場合においては届出に使用する電子計算機ごとに作成すること。同一の都道府県内に所在する複数の事業所について届け出る場合には、次葉を使用すること。
 - 2 法人にあっては、電子情報処理組織を使用した届出の担当部署並びに氏名及び連絡先を記載すること。
 - 3 ※の欄には、記載しないこと。
 - 4 届出書の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 5 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて本人(法人にあってはその代表者)が署名することができる。

届出者が委任されている場合

様式第4（第12条関係）

電子情報処理組織使用届出書



平成××年××月××日

神奈川県知事 殿

〒 100-0013
(ふりがな) とうきょうとちよだくかずみがせき
届出者 住所 東京都千代田区霞が関1-2-2
(ふりがな) かずみがせきかぶしがいしゃ
氏 名 霞ヶ関株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょう かんきょう たろう
代表取締役社長 環境 太郎
ふじさわだいいちこうじょうちょう けいざい いちろう
代理人 藤沢第一工場長 経済 一郎



特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則第12条第1項の規定に基づき、法第5条第2項に基づく届出について、下記のとおり、電子情報処理組織の使用を開始することといたしましたので、届け出ます。

※届出者の住所、氏名の下に代理人の役職及び氏名を記載し、代理人の印を押してください。この場合、届出者（代表者）の押印は必要ありません。なお、代理についても本人が署名することにより、押印に代えることができます。

作成開始(電子システムログイン)

<NITEホームページ中段>

<http://www.nite.go.jp/chem/prtr/dtp.html>

排出量等の電子届出(インターネット方式)

電子届出は、以下のログインボタンからPRTR届出システムにログインして届出書を作成し、届出を行います。

ログイン

平成27年度(平成26年度把握分)の届出期間は、
平成27年4月1日(水)から6月30日(火)までです。

政府認証基盤(GPKI)が発行する新暗号に対応した電子証明書について

政府機関のホームページ等においては、政府認証基盤(GPKI)が発行する新暗号に対応した電子証明書に、順次切替を行っているところです。PRTR電子届出システムは、電子政府の届出システムの一つです。

ホームページをご覧の際に「Web ページが見つかりません」等の警告メッセージが表示される場合には[政府認証基盤\(GPKI\)のページ](#)を参照し、政府認証基盤アプリケーション認証局2(Root)自己署名証明書をインストールしてください。

ログインできないご担当者様へ

 [PRTR届出システム簡易操作マニュアル【PDF:1.78MB】](#)  2015/03/26

よくある質問

PRTR届出作成支援システム/PRTR届出作成支援プログラム



化学物質管理センターの
取組・成果(ニュースリリース等)



NITE化学物質管理関連情報
メールマガジン配信申込▶



用語・略語集



化学物質の安全管理に
関するシンポジウム

ダイレクトリンク

- 申請・手続き
- 技術・成果情報
- イベント・広報
- 情報公開
- 調達情報

作成開始(電子システムログイン)

PRTR 届出システム

ユーザID	<input type="text"/>
パスワード	<input type="password"/>

実行

キャンセル

- ユーザID・パスワードは半角文字で入力してください。なお、ユーザID・パスワードは大文字小文字を区別します。
- 「(空白)」、「、」、「・」、「-」、「同上」のみの文字は入力しないでください。
- 「/」、「←」、「→」、「↑」、「↓」、「○」、「☆」の文字は入力しないでください。
- JIS第1・第2水準以外の文字は入力しないでください。
- ログインした状態で約15分間操作がない場合、自動的にログアウトします。
- 本システムでは、Javascript 及び Cookie を使用します。
- ブラウザの「戻る」ボタン・「進む」ボタンは使用しないでください。
- PDFファイルはAcrobat Readerで利用することができます。
- お持ちでない方は下のアイコンをクリックすると、Adobe Acrobat Readerダウンロードサイトへジャンプします。



PRTR電子届出システム

	ログインユーザ:担当 三郎様	画面サイズ 800 1024 1280	 
	前回ログイン日時 :2011年04月 23日 11:22:33		
	現在日付:2011年04月29日	文字サイズ 小 中 大	

メニュー	【NITEからのお知らせ】
1 排出量等届出管理	<input type="button" value="再表示"/>
1-1.排出量等届出	この画面はデモ画面です。 ここでの処理は実際の届出に は一切反映されません。
1-2.ファイル・帳票出力	
2.使用届出管理	
2-1.使用届出情報(事前登録情報)	
3.メール管理	
3-1.メール受取・パスワード設定	
4.その他	
4-1.操作説明書	
4-2.操作デモ	

※ブラウザの戻るボタンで戻らない
(15分間システムに入れなくなります)

届出方法

①電子での届出

②磁気媒体(FD等)での届出

→過去5年間届出なし

③書面での届出

書面届出作成の準備

【届出書の構成】

- ①本紙: 事業場情報
- ②別紙: 排出量・移動量の記載

【作成方法】

1. 様式 (Word, 一太郎, PDF) に直接記入
→ <http://www.nite.go.jp/chem/prtr/simenntd.html>
2. PRTR届出作成支援システム
→ <https://www.prtr.nite.go.jp/ncss/index.page>
3. PRTR届出作成支援プログラム
→ <http://www.nite.go.jp/chem/prtr/shien.html>

(1) 届出書「本紙」の記入例

様式第1 (第5条関係)

第一種指定化学物質の排出量及び移動量の届出書



届出の日を記入

* ①
平成××年××月××日

大臣(熊本県知事)と記入。主務大臣とは記載しない。大臣名については説明参照

* ②
経済産業大臣(神奈川県知事) 殿

〒100-0013

* ③ (ふりがな) とうきょうとちよだくかずみがせき
届出者 住所 東京都千代田区霞が関1-2-2
(ふりがな) かずみがせきかぶしがいしや
氏名 霞ヶ関株式会社
代表取締役社長 環境 太郎
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)



届を行った日時点の住所・名称・代表者名

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第5条第2項の規定により、第一種指定化学物質の排出量及び移動量について、次のとおり届け出ます。

事業所	事業者の名称 * ④	(ふりがな) かずみがせきかぶしがいしや 霞ヶ関株式会社	
	前回の届出における名称 * ④	桜田門株式会社	
	事業所の名称 * ⑤	(ふりがな) ふじさわだいちこうじょう 藤沢第一工場	
	前回の届出における名称 * ⑤	第一工場	
所在地 * ⑥	〒251-XXXX 神奈川県 藤沢市 朝日町××		
	(ふりがな) あさひちよう		
事業所において常時使用される従業員の数 * ⑦		95 人	
事業所において行われる事業が属する業種	主たる事業	化学工業 * ⑧	業種コード 2000
	従たる事業	自動車卸売業	5220
		商品検査業	8620
第一種指定化学物質の排出量及び移動量届出書の提出が法第6条第1項の請求に係るものであることとの有無(該当するものに○をすること) * ⑩		1. 有 2. (無) 紙番号1~4のとおり	
担当者 * ⑪ (問い合わせ先)	部署	藤沢第一工場環境安全部管理第一係	
	氏名	(ふりがな) かがく はなこ 化学 花子	
	電話番号	0466-XXXX-XXXX	
※受理日 * ⑫	年 月 日	※整理番号 * ⑫	

把握年度4月1日の名称

前回から変更があった場合のみ記載

事業所について記入。なお、〇〇株式会社 △△工場ではなく、△△工場と明記

把握年度4月1日時点の従業員の数

PRTRの届出対象業種を記入(事業所ごと)

通常は「無し」を選択

熊本市内の事業所の届出書で注意が必要な箇所

様式第1 (第5条関係) ←

第一種指定化学物質の排出量及び移動量の届出書 ←

平成25年5月8日 ←

〇〇大臣 (熊本市長) 殿 ←

〒860-0808 ←

届出者 住所 熊本県熊本市中央区手取本町1-1 ←
 (ふりがな) くまもとけんくまもとしちゆうおうくてとりほんちよう
 (ふりがな) かぶしがいしゃくまもと
 氏名 株式会社 熊本 (印) ←
 代表取締役 熊本 太郎 ←
 (法人にあっては名称及び代表者の氏名) ←

熊本市内の事業所は
 熊本県知事ではなく**熊本市長**

← 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第5条第2項の規定により、第一種指定化学物質の排出量及び移動量について、次のとおり届け出ます。 ←

事業所 ←	(ふりがな) 事業者の名称 ←	かぶしがいしゃくまもと ←
	前回の届出における名称 ←	株式会社 熊本 ←
事業所の名称 ←	(ふりがな) 事業所の名称 ←	くまもところじょう ←
	前回の届出における名称 ←	熊本工場 ←
事業所の所在地 ←	〒860-0808 ←	都道府県 (市) 市区 ←
	(ふりがな) 事業所の所在地 ←	熊本 府(県) 熊本 町村 ←
	(ふりがな) 事業所の所在地 ←	ちゆうおうくてとりほんちよう ←
		中央区手取本町1-1 ←

届出者が委任されている場合。

様式第 1 (第 5 条関係)

第一種指定化学物質の排出量及び移動量の届出書



(←捺印)

平成××年××月××日

経済産業大臣（神奈川県知事） 殿

届出者 住 所 〒 1 0 0 - 0 0 1 3
(ふりがな) とうきょうとちよだくかすみがせき
東京都千代田区霞が関 1 - 2 - 2
(ふりがな) かすみがせきかぶしがいしゃ
氏 名 霞ヶ関株式会社
だいりょうとりしまりやくしやちよう かんきょうたろう
代表取締役社長 環境 太郎
ふじさわだいちこうじょうちようけいざい いちろう
代理人 藤沢第一工場長 経済 一郎



特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第 5 条第 2 項の規定により、第一種指定化学物質の排出量及び移動量について、次のとおり届け出ます。

※届出者の住所、氏名の下に代理人の役職及び氏名を記載し、代理人の印を押してください。この場合、届出者（代表者）の押印は必要ありません。なお、代理についても本人が署名することにより、押印に代えることができます。

委任状の添付は必要ありませんが、社内で適切な委任行為をおこなっていただきます。

(1) 届出書「別紙」の記入例

別紙番号 1 *①

第一種指定化学物質の名称並びに排出量及び移動量

第一種指定化学物質の名称 *②		ベンゼン															
第一種指定化学物質の号番号 *③		400 ←					単位 kg mg-TEQ(ダイオキシン類の場合)										
*④	イ 大気への排出																
	ロ 公共用水域への排出											排出先の河川、湖沼、海域等の名称 □□川					
	ハ 当該事業所における土壌への排出(ニ以外)																
	ニ 当該事業所における埋立処分											埋立処分を行う場所 (該当するものに○をすること) 1. 安定型 2. 管理型 3. 遮断型					
*⑤	イ 下水道への移動											移動先の下水道終末処理施設の名称 { }					
	ロ 当該事業所の外への移動(イ以外)																
当該第一種指定化学物質を含む廃棄物の処理方法又は種類		廃棄物の処理方法 (該当するものに○をすること(複数選択可))															
		01 脱水・乾燥	02 焼却・熔融	03 油水分離	04 中和	05 破碎・圧縮	06 最終処分	07 その他									
		廃棄物の種類(該当するものに○をすること(複数選択可))															
		01 燃え殻	02 汚泥	03 廃油	04 廃酸	05 廃アルカリ	06 廃プラスチック類	07 紙くず	08 木くず	09 繊維くず	10 動植物性残さ	11 動物系固形不要物	12 ゴムくず	13 金属くず	14 ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず	15 鉱さい	16 がれき類

※整理番号 *⑥

化学物質が若い順番から、別紙番号を記入してください。

化学物質番号が変更になっています。ご注意ください。

有効数字二桁で記入

1kg未満は少数第2位を四捨五入する。

(ダイオキシン類を除く)

公共用水域に排出する場合は、河川名を記入

下水道に排出する場合は下水道名を記入

廃棄物として移動する場合は、処理方法・性状を記入。マニフェスト伝票を参照してください。

共通事項(1)

届出日	届出を行った日
主務大臣	業種によって異なる。 (主務大臣と記載しない)
届出者住所・氏名	届出日時点での届出者・ 住所氏名(ふりがな、郵便 番号を忘れずに)
事業者の名称	把握年度の4月1日時点 の事業者
前回の届出	前回の届出時 の事業者と 事業所の名称が異なる場 合のみ記載

共通事項(2)

従業員の数	把握年度の4月1日時点の常勤の事業所に勤める従業員の数
主たる業種・従たる業種	PRTRの対象となっている業種のうち、その事業所で行っているもの全て
別紙枚数	化学物質ごとに別紙を作成します。その枚数を記入してください。
法6条第1項の請求の有無	通常は「無し」を選択してください。

共通事項(3) 主務大臣

政令名称	業種名	業種コード	あて先
一	金属鉱業	0500	経済産業大臣
二	原油・天然ガス鉱業	0700	経済産業大臣
三	製造業		
	食品製造業	1200	農林水産大臣
	飲料・たばこ・飼料製造業(以下を除く。)	1300	農林水産大臣
	酒類製造業	1320	財務大臣
	たばこ製造業	1350	財務大臣
	繊維工業	1400	経済産業大臣
	衣服・その他の繊維製品製造業	1500	経済産業大臣
	木材・木製品製造業(家具を除く。)	1600	農林水産大臣
	家具・装備品製造業	1700	経済産業大臣
	パルプ・紙・紙加工品製造業	1800	経済産業大臣
	出版・印刷・同関連産業	1900	経済産業大臣
	化学工業(以下を除く。)	2000	経済産業大臣
	塩製造業	2025	財務大臣
	医薬品製造業	2060	厚生労働大臣
	農業製造業	2092	農林水産大臣
	石油製品・石炭製品製造業	2100	経済産業大臣
	プラスチック製品製造業	2200	経済産業大臣
	ゴム製品製造業	2300	経済産業大臣
	なめし革・同製品・毛皮製造業	2400	経済産業大臣
	窯業・土石製品製造業	2500	経済産業大臣
	鉄鋼業	2600	経済産業大臣
	非鉄金属製造業	2700	経済産業大臣
	金属製品製造業	2800	経済産業大臣
	一般機械器具製造業	2900	経済産業大臣
	電気機械器具製造業(以下を除く。)	3000	経済産業大臣
	電子応用装置製造業	3060	厚生労働大臣
	電気計測器製造業	3070	厚生労働大臣
	輸送用機械器具製造業(以下を除く。)	3100	経済産業大臣
	鉄道車両・同部分品製造業	3120	国土交通大臣
	船舶製造・修理業、船用機関製造業	3140	国土交通大臣
	精密機械器具製造業(以下を除く。)	3200	経済産業大臣
	医療用機械器具・医療用品製造業	3230	厚生労働大臣 農林水産大臣
	武器製造業	3300	経済産業大臣
	その他の製造業	3400	経済産業大臣

政令名称	業種名	業種コード	あて先
四	電気業	3500	経済産業大臣
五	ガス業	3600	経済産業大臣
六	熱供給業	3700	経済産業大臣
七	下水道業	3830	国土交通大臣
八	鉄道業	3900	国土交通大臣
九	倉庫業 (農作物を保管するもの又は貯蔵タンクにより気体若しくは液体を貯蔵するものに限る。)	4400	国土交通大臣
十	石油卸売業	5132	経済産業大臣
十一	鉄スクラップ卸売業 (自動車用エアコンディショナーに封入された物質を回収し又は自動車の車体に装着された自動車用エアコンディショナーを取り外すものに限る。)	5142	経済産業大臣
十二	自動車卸売業 (自動車用エアコンディショナーに封入された物質を回収するものに限る。)	5220	経済産業大臣
十三	燃料小売業	5930	経済産業大臣
十四	洗濯業	7210	厚生労働大臣
十五	写真業	7430	経済産業大臣
十六	自動車整備業	7700	国土交通大臣
十七	機械修理業	7810	経済産業大臣
十八	商品検査業	8620	経済産業大臣
十九	計量証明業(一般計量証明業を除く。)	8630	経済産業大臣
二十	一般廃棄物処理業(ごみ処分業に限る。)	8716	環境大臣
二十一	産業廃棄物処分業	8722	環境大臣
二十二	特別管理産業廃棄物処分業	8724	環境大臣
二十二	医療業	8800	厚生労働大臣
二十三	高等教育機関 (付属施設を含み、人文科学のみに係るものを除く。)	9140	文部科学大臣
二十四	自然科学研究所	9210	経済産業大臣 環境大臣 財務大臣 文部科学大臣 厚生労働大臣 農林水産大臣 国土交通大臣 防衛大臣 (注1)
	国の機関又は地方公共団体の公務	上記のいずれか(注2)	経済産業大臣 環境大臣 財務大臣 文部科学大臣 厚生労働大臣 農林水産大臣 国土交通大臣 防衛大臣 (注3)

業種ごとに対応する主務大臣(農林水産大臣、経済産業大臣等)を選択してください。

届出の手引きp64参照

(注1) 自然科学研究所は、主たる研究対象に最も近い事業が属する届出先を記入してください。

(注2) 国の機関又は地方公共団体の公務については、具体的な内容に対応する業種で分類してください。業種に属する事業を営んでいる場合は、当該対象業種を選択し、業種コードを記載してください。

(注3) 国の機関は、その営む事業に関わらず、当該機関を所管する大臣を届出先としてください。地方公共団体は、その営む事業を所管する大臣を届出先としてください。

共通事項(4)

常時使用される従業員の数

- 把握年度の4月1日時点の情報
- 事業所のみ的人数(事業者全体ではない)
- 把握年度の前年度の2月及び3月に18日以上使用されている者(パート、嘱託、アルバイトを含む)
- 同一事業所内で対象業種に該当しない事業に従事する者も含む。

届出の手引き P36参照

共通事項(5)

ダイオキシン類について

- 有効数字は2桁
- ダイオキシン類は少数点以下全ての桁まで記載。
- ダイオキシン類特別措置法に従いTEQ換算し、算出する。

共通事項(6)

～排出量・移動量の届出書への記入に際して～

排出量及び移動量は有効数字2桁で記入してください。

排出量等の算出結果を2桁表示にする際は、以下の例を参考にしてください。

ダイオキシン類以外の場合	
算出結果 (生データ)	算出結果の 有効数字2桁表示
0.0493	0.0
0.0926	0.1
0.302	0.3
4.75	4.8
9.98	10
12.2	12
1,875	1,900
2,141	2,100
9,869	9,900
9,987	10,000
10,234	10,000
10,766	11,000

ダイオキシン類の場合	
算出結果 (生データ)	算出結果の 有効数字2桁表示
0.0493	0.049
0.0926	0.093
0.302	0.30
4.75	4.8
9.98	10
12.2	12
1,875	1,900
2,141	2,100
9,869	9,900
9,987	10,000
10,234	10,000
10,766	11,000

※ダイオキシン類以外の第一種指定化学物質の排出量又は移動量が1kg未満の場合、
小数第2位を四捨五入して得られた数値を記入してください。

共通事項(7) 排出河川名等について

➤ 湖沼

湖沼、ダム、ため池等に排出している場合、排出先から最初に流入する上記表中の河川名または下記の海域の名称を記入。

➤ 海域

有明海・八代海・天草西海

➤ 県外の河川に排出先がある場合

環境省HPから該当する河川を検索し、記入。

http://www.env.go.jp/chemi/prtr/notification/submit/suiiki_name.html

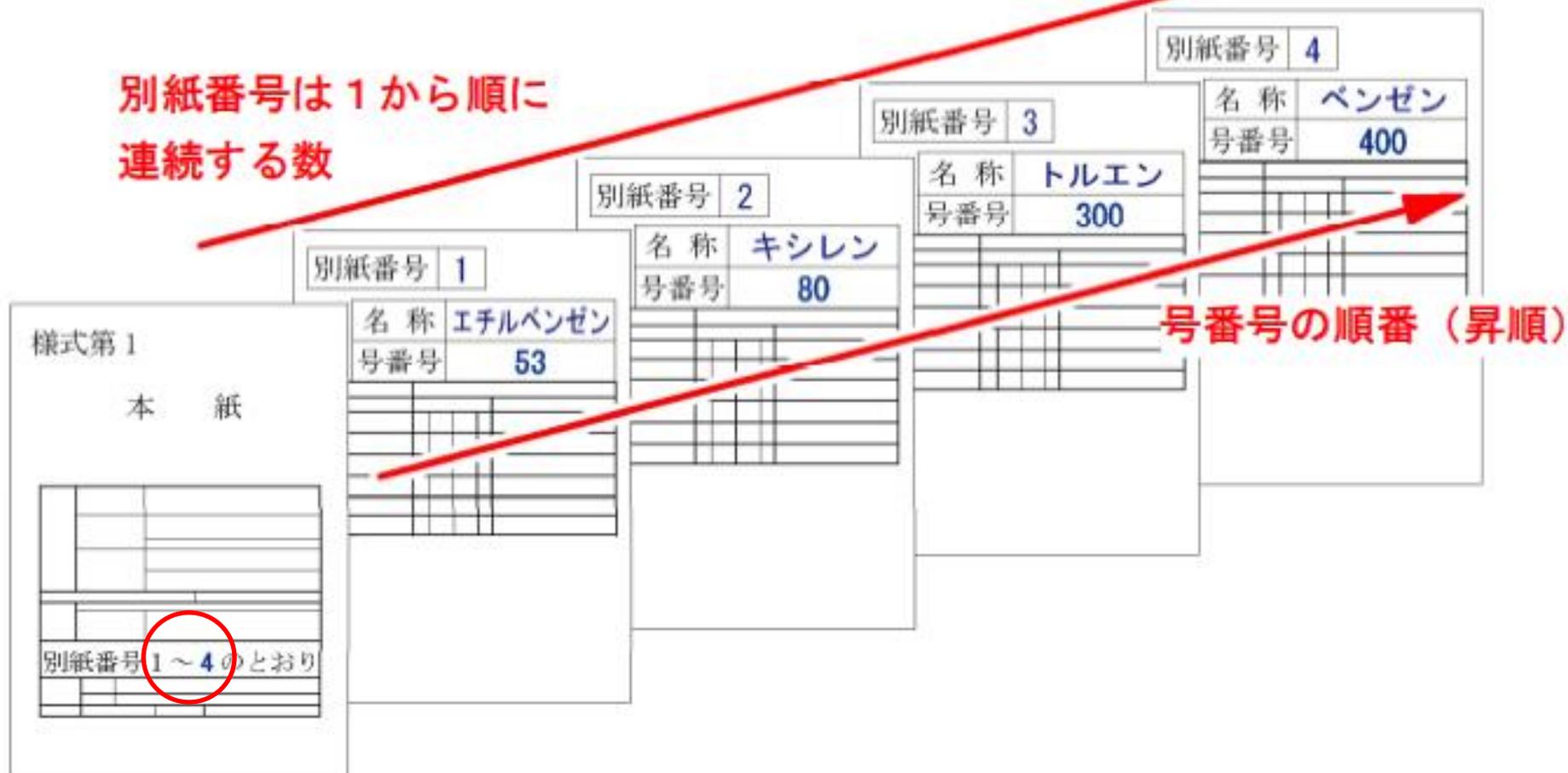
共通事項(8) 下水終末処理場について

- 下水道へ接続されている場合、契約先の市町村下水道担当課又は公社等へお尋ねください。

送付書類の順序

＜別紙番号と号番号の関係＞

別紙番号は1から順に
連続する数



PRTR届出作成支援システム

<https://www.prtr.nite.go.jp/ncss/index.page>

ホームページ上で書面届出の支援をするシステム

The screenshot shows the homepage of the PRTR submission support system. At the top left is the logo for NITE (National Institute of Technology and Evaluation), with the text 'nite National Institute of Technology and Evaluation 独立行政法人 製品評価技術基盤機構'. At the top right, there is a '文字サイズ' (Text Size) section with buttons for '小' (Small), '中' (Medium), and '大' (Large), and a '閉じる' (Close) button. Below this is a '排出把握年度' (Emission Control Year) section with a dropdown menu set to '2014' and the text '年度'. The main content area features two large buttons: a blue button labeled '1.届出書作成' (1. Submission Form Creation) and a white button labeled '2.変更届出書作成' (2. Change Submission Form Creation). At the bottom right, there is a link 'ホームページのご利用について' (About Home Page Usage). The footer contains contact information: '独立行政法人製品評価技術基盤機構 〒151-0066 東京都渋谷区西原2-49-10 代表電話 03-3481-1921' and a copyright notice: 'Copyright © National Institute of Technology and Evaluation. All rights reserved.'

PRTR届出作成支援システム

nite National Institute of Technology and Evaluation
独立行政法人 製品評価技術基盤機構

文字サイズ 小 | 中 | 大 ✕ 閉じる

届出用XMLファイル

XMLファイルを開く XMLファイルを保存

印刷用PDFファイル

届出書PDFファイルを保存 磁気ディスク提出票PDFファイルを保存

トップへ戻る

1 本紙

- ▶ 届出者情報
- ▶ 事業所の概要
- ▶ 従業員数・業種
- ▶ 担当者情報

2 別紙

別紙新規追加

PRTR届出作成支援 (本紙)

*は必須項目です

必要事項記入

排出把握年度	2014 年度
提出日*	2015/05/01 <small>YYYY/MM/DD</small>
届出先*	<input type="text"/>
提出先*	<input type="text"/>

届出者情報 ※提出日時点の情報を入力して下さい 届出者情報をクリア

ガソリンスタンドの事業者の方はクリック

PRTR届出作成支援システム

【注意】

本ページの算出方法は、**ガソリンスタンドにおける地下貯蔵タンクの場合**を想定しています。

他の算出方法（燃焼器具の燃料等）には使えません。

算出結果から

 別紙を作成する

 算出結果を印刷する

燃料算出

排出量を算出する

入力情報をクリア

油種	受入時 ※単位はキロリットルです		給油時 ※単位はキロリットルです	
	受入量 (kl/年度)	ペーパー回収設備	給油量 (kl/年度)	ペーパー回収設備
プレミアムガソリン	<input type="text" value="0"/> kl/年度	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	<input type="text" value="0"/> kl/年度	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無
レギュラーガソリン	<input type="text" value="0"/> kl/年度	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	<input type="text" value="0"/> kl/年度	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無
灯油	<input type="text" value="0"/> kl/年度	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	<input type="text" value="0"/> kl/年度	
A重油	<input type="text" value="0"/> kl/年度		<input type="text" value="0"/> kl/年度	

この部分を記入すると、別紙を自動作成

PRTR変更届出

- 提出後、記載事項に変更が生じた場合に提出。
- H21年度実績分以前の届出済み案件については旧様式の本紙・別紙を使用。
- 修正等は過去5年に遡って修正可能。
- 電子届の場合は、インターネットで手続き可能。
- 変更届は、当初、電子で届出を行った場合は電子、書面で行った場合は書面で提出。

参考URL(NITEホームページ)

<http://www.nite.go.jp/chem/prtr/simenntd.html>

※改正前 <http://www.nite.go.jp/chem/prtr/kaiseimae/prtr.html>

お問い合わせ先(熊本県・熊本市)

➤ 熊本県環境生活部環境局環境保全課

大気・化学物質班 担当

TEL:096-333-2269

FAX:096-387-7612

E-mail:kankyohozen@pref.kumamoto.lg.jp

➤ 熊本市環境局環境政策課

環境保全班

TEL:096-328-2427

FAX:096-359-9945

E-mail:kankyouseisaku@city.kumamoto.lg.jp

お問い合わせ先(NITE)

- **PRTR届出システム・PRTR届出作成支援プログラム／PRTR届出作成支援システムに関するお問い合わせ**

【PRTRシステムサポート】

TEL:03-5465-1683 (平日9:00~12:15, 13:15~17:30)

E-mail: info_prtr@nite.go.jp

- **PRTR届出物質・届出要件・排出量算出方法に関するお問い合わせ**

【PRTRサポートセンター】

TEL:03-5465-1681 (平日9:00~12:15, 13:15~17:30)

E-mail: support_prtr@nite.go.jp

※FAX:03-3481-1959 (共通)